

# 審 査 基 準

令和 7 年 2 月 27 日 作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処 分 の 概 要 : 古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者 (委任先) : 秋田県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第19条の4 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請) 第19条の5 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由) 第19条の6 (盗品等の売買の防止等に資する方法の基準) 第19条の11 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請) 第19条の5、第19条の12 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 40日以内
申 請 先 : 申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係 (電話018-863-1111、内線3043~3045)
備 考 :